

「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」

第5回会合 議事要旨

1 日 時

平成20年1月30日（水） 14:00～16:00

2 場 所

総務省第1特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）

3 出席者

（1）研究会構成員

菅谷座長、石岡構成員、伊東構成員、音構成員、岸構成員、見城構成員、高橋構成員、田中構成員、鳥居構成員、飛田構成員、山本構成員（11名）

（2）総務省側

鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、河内審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、奥放送技術課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、長塩放送政策課企画官、井幡放送政策課課長補佐

（3）NHK

岡田編成局長、矢橋技術局長、今井総合企画室担当局長

4 議 事

（1）開会

（2）議題

NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討の視点について（2）

（3）閉会

5 議事の概要

（本文中の記号の意味は、以下のとおり。）

○…構成員の発言 △…NHKの発言）

（1）事務局より、資料1、2に沿って説明。質疑、意見交換における主な発言は以下のとおり。

- 衛星によるセーフティネットについては、平成 19 年 12 月 18 日開催の情報通信審議会 情報通信政策部会 地上デジタル放送推進に関する委員会において、
 - ①「NHK総合・教育の扱いについては、NHKにおいて別途検討する」、
 - ②「現在、アナログ放送の受信ができない世帯については、別途検討する」とされているが、この点についてNHKとしてどのように考えているか。

- △ 「衛星によるセーフティネット」に関して、NHKの放送にスクランブルをかけるかどうかについては、様々な観点から検討が必要であり、現時点でNHKとして明確な考え方を有していない。

- △ 難視聴対策という意味では、衛星第2（BS2）の中で行う場合よりも、衛星放送を用いたセーフティネットにより2番組で行う場合の方が、充実するのではないか。NHK総合・教育に対するスクランブルの扱いに関わらず、地形等の要因によりNHKの地上アナログ放送が受信できない世帯についても、衛星を用いたセーフティネットにより難視聴対策を講ずることが十分あり得るのではないか。

- △ 「衛星によるセーフティネット」終了後の難視聴対策の在り方については、その時点での技術レベル、難視聴の残存世帯数、社会状況等を勘案して再検討することが適当ではないか。

- 衛星第2（BS2）で行っている難視聴対策を、当面衛星によるセーフティネットに統合する場合、衛星第2（BS2）のうち難視聴対策以外の部分の取扱いについては、NHKとしてどのように考えているか。

- △ NHKとしては、①視聴者サービスの維持、②BS市場における先導的役割（通信・放送の融合等）、③プラットフォーム機能（優れたコンテンツの提供）、④情報を発信するという中核的機能の4つのコンセプトのもとハイビジョンによる2チャンネルの放送を提供することを検討している。

具体的には、新第1チャンネルについては、通信・放送の融合サービスを開拓すると同時に、国内外の幅広い情報を提供していくチャンネルとして位置付け、報道に重点をおいた総合放送を行うことを考えている。

また、新第2チャンネルについては、国内外の優れたコンテンツのプラットフォームとして、文化・芸術、娯楽の総合放送を行うことを考えている。

- NHKの衛星放送の保有チャンネル数について、例えば2チャンネル削減しても、100円から200円程度しか衛星付加受信料が下がらないのであれば、その分、質のいい番組を2チャンネルで提供した方が、国民にとっては望ましいのではないか。ただ、NHKとして割り当てられた2チャンネルでどのような放送を行いたいのか、はっきりしない。通信・放送の融合サービスとは、サイマルキャスト程度か。その程度であれば、地上波でもできるのではないか。また、コンテンツのプラットフォームとしてコンテンツ立国への貢献を行いたいのであれば海外番組よりも国内番組を優先すべきではないか。
- 衛星第2（BS2）で現在実施されている難視聴対策についても、衛星によるセーフティネットにより対応するのであれば、周波数の有効利用の観点から、BS2による難視聴対策は必要ないのではないか。2014年以降の難視聴対策の在り方については、BSの利用状況や技術の進歩等も勘案し、もう少し状況が見えてきた後で改めて検討してもよいのではないか。
- 衛星第2（BS2）の難視聴対策について、衛星によるセーフティネットに移行した場合、受信料はどうなるのか。
- 地上デジタル放送と衛星によるセーフティネットでは、画質やサービス内容が異なることから、受信料についても当然配慮が必要ではないか。
- コンテンツのプラットフォームとして国内のコンテンツ制作に貢献したいとのことだが、通信と放送の融合が進む中で、制作したコンテンツの権利処理についてどのように進める方針か。
- △ NHKと制作プロダクションの間の権利処理の必要性については、通信と放送の融合が進んでいく中で、強く認識している。
- 衛星によるセーフティネットにおいて、NHKの教育・総合についてはスクランブルをかけないとした方が、単純に視聴機会が増え、国民の理解を得やすいのではないか。
- 衛星によるセーフティネットでは民放も同様のスキームで参加することから、スクランブルをかけないとした場合、県域免許の問題が想定されるのではないか。

- 衛星放送に係る収入が年間約 1300 億円程度ということは、視聴者がそれ相応の価値をNHKの衛星放送に見出しているということではないか。その収入の大きさからも、国民にとってNHKの衛星放送の価値は大きく、チャンネル数削減は少ない方が望ましいのではないか。
- できるだけ多くの方が情報を共有できることが重要であり、無理にチャンネル数を削減する必要はないと思う。一方で、NHKとしても無駄な経費等を省いたうえで、受信料を可能な限り下げること考えていただきたい。
- 民放と異なり、スポンサーの意向にとらわれず、視聴者のニーズに応える番組を放送することがNHKの存在意義ではないか。
- 社会的な課題を解決するための情報提供や教育番組等、社会的な必要度に応じてチャンネルは割り振られるべきであり、娯楽、商品情報等の商業放送を欲している視聴者がどのくらい存在するのか、十分調査した上で周波数割当をしていく必要があるのではないか。
- NHKとしては、BS市場について今後も先導的役割を担っていくという認識か。また、新しいチャンネルにおいてコンテンツのプラットフォームとしての役割を担うことを検討しているとのことだが、それはコンテンツ制作の門戸を拡げ、コンテンツ制作市場を先導していきたいということか。
- △ BS市場においては、NHKと民放が協調して、今後も普及・促進に努めていきたいと考えている。コンテンツについては、門戸を拡げ、市場を先導していければと考えている。
- 衛星放送用周波数の割当状況、圧縮技術の将来的な進歩等を考慮すれば、NHKに対して1トランスポンダを割当てても構わないのではないか。その場合、HDTV2番組というのが妥当なところではないか。
- コンテンツ制作分野の門戸を拡げ、独立制作会社からの番組を増やしたいとのことだが、独立制作会社枠制作予算のようなものを設け、様々な制作会社が制作チャンスを得られるようにすることを考えてもよいのではないか。

- NHKのチャンネル削減分を、民間が利用すればよいという考え方がある一方で、チャンネルが増えた分、制作費が切り詰められ規模の小さい中小企業は、引き続き厳しい状態にとどまるということも考えられるのではないか。
- 結論として、仮にNHKの衛星放送のチャンネル数を3から1に減らして民間に開放しても、それに見合った放送内容の多様性や受信者側の利益が得られるというわけではないのではないか。現状では、NHKのチャンネル数を大幅に減らす根拠はないのではないか。

(2) その他

次回会合（第6回会合）は、平成20年2月29日（金）10:00からとした。